

東御市告示第82号

東御市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和6年12月26日

東御市長 花 岡 利 夫

東御市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の実績報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 市税の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第10条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 東御市暴力団排除条例（平成25年東御市条例第1号）第2条に規定する暴力団又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 第1号に規定するいずれかの法人として、過去5年以内に地方公共団体と連携して市の空家等対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動を行った実績を有すること。
- (8) 市税の滞納がないこと

2 市長は、申請者を支援法人として指定をする場合は、空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第5条 前条第1項に規定する支援法人の指定の有効期間は、指定の日から起算して5年を超えない範囲内において市長が定める期間とする。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たし、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の1月前までに指定の更新の申請をするものとする。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

4 前項の場合において、指定の更新をするときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日から起算して5年とする。

（名称等の変更）

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）

により行うものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた日を公示するものとする。

（業務の実施報告）

第8条 支援法人は、法第24条各号に規定する業務の実施状況について、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに業務実施状況報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

（改善命令）

第9条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

（指定の取消し）

第10条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第4条第1項第1号若しくは第6号から第8号までのいずれかの要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第4条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書（様式第7号）により当該支援法人に通知するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、東御市空家等管理活用支援法人の指定等に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の施行の日の前日までの間における第４条第１項第４号ウの規定の適用については、同ウ中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書

年 月 日

（宛先）東御市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

法第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、申請します。

様式第 2 号（第 4 条関係）

空家等管理活用支援法人指定書

第 号
年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号 様

東御市長

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり法第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定の期間
- 6 指定にあたっての要件その他の事項

以上

様式第 3 号（第 5 条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

（宛先）東御市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

法第23条第 3 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

業務変更届出書

年 月 日

（宛先）東御市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

東御市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 5 号（第 7 条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

（宛先）東御市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、東御市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 6 号（第 8 条関係）

業務実施状況報告書

年 月 日

（宛先）東御市長

（空家等管理活用支援法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

東御市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条第 1 項の規定により報告します。

実施年度	
実施状況	

- 1 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、添付してください。
- 2 実施状況が分かる資料がある場合は添付してください。

様式第 7 号（第10条関係）

指定取消書

第 号
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号
代表者氏名 様

東御市長

東御市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第10条の規定により、
空家等管理活用支援法人の指定を取消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	